

新しい法律のご紹介 (第 10 回)

リテラシーて何？

2001年2月

宮内法律事務所

国民生活に重要な影響を及ぼす新しい法律を、できるだけ易しい言葉で紹介するコーナーの第 10 回目は、これまでと少し異なり、リテラシー (Literacy) という言葉について説明してみます。最近の新聞で、よく出てきます (朝日新聞 2 月 23 日朝刊) し、岩波新書「メディア・リテラシー」菅谷明子も店頭に並んでいます。本来の意味は、読み書きする能力で、俗に識字力といわれたものです。しかし、1920 年ころから、イギリスで、映画を批判的に読み解く教育が始められ (イギリスでは、国語教育の中に正規のカリキュラムとして組み入れられています)、現在では、リテラシーは、①情報を主体的に読み解く能力、②情報にアクセスする能力、③自ら情報を発信する能力という、複合的な考えを指すといわれています (旧郵政省・放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会報告書 2000 年 6 月)。

たとえば、「メディア・リテラシー」では、テレビ・ラジオ・インターネットからの多くの情報を、うまくキャッチし、選別していくことを指します。

「医療情報リテラシー」では、みのもんたや、ためしてガッテン等で報道される、日常的な医療情報のうち、なにが正しく、また、自分のニーズに合致するかを読み解く能力を指します。

では、「リーガル (法)・リテラシー」とはどんなものでしょうか。皆さんが懸案の紛争を抱えたとしましょう。普通の市民は弁護士のところに行く前に、駅前の本屋に行き、「〇×法律相談」とかいう本を開きます。遺産争いなら、だれがいくらの相続分があり、遺留分はどれだけか等、最近のマニュアル本は詳しく丁寧に書いてあります。リテラシーはまず、これらの情報を理解する能力を要求します。しかし、皆さんはこの内容がわかりますか。分かっても、自分の抱えている紛争にどのように適用して良いか分かりますか。つまり、ここで専門家である、弁護士が必要となるのです。専門家は、市民のリテラシーを高め、真の情報であるか、必要な情報であるか、これがどのように適用されるかを、市民に寄り添って、市民が判断するためのお手伝いをするのです。お医者さんも同じです。テレビで、アガリスクがいいと報道されるとこれを食べ、赤ワインがいいと報道されるとビールを止めてワインを飲み、黒酢、ごま等枚挙にいとまがありません。いつのまにか、生活の回りは健康食品で一杯になってしまっています。本来は、専門家が市民の方々の疑問に答えるべきなのですがこれができていません。

そこで、今回リテラシーを取り上げたのは、①市民は情報を読み解く能力をつけ、賢い消費者になっていただきたいという点と、②我々専門家は、市民のリテラシーを向上させるためにお手伝いをする、そして、そのためには専門家自らのリテラシーを向上させる努力を惜しんではいけないということ、自ら問いかけるためなのです。以前「消費者契約法」で、法は「消費者も、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他消費者契約の内容について理解に努めること」という条項が新設されたことをお伝えしました。消費者は、騙されない、賢い消費者になることが求められ、専門家はこれを援助するのです。実は、この「新しい法律のご紹介」もその一貫なのです。